

第 1 2 期 新 宿 区 環 境 審 議 会 (第 5 回)

令和元年 1 1 月 1 2 日 (火)

第12期新宿区環境審議会（第5回）

令和元年11月12日（火）

区役所本庁舎6階第3委員会室

1 議題

- 1 令和元年度「新宿区第三次環境基本計画」の進捗状況報告について
- 2 平成30年度新宿区環境マネジメント結果報告について
- 3 その他

配付資料

- 資料1 令和元年度「新宿区第三次環境基本計画」進捗状況報告について
- 資料2 令和元年度版新宿区環境白書に対する質問等
- 資料3 平成30年度新宿区環境マネジメント活動結果について
- 資料4 庁内における使い捨てプラスチック製品の使用削減取組方針

○審議会委員

出席（12名）

会 長	丸 田 頼 一	副 会 長	野 村 恭 子
委 員	坂 本 聰	委 員	崎 田 裕 子
委 員	福 井 榮 子	委 員	本 田 彰 男
委 員	大 島 弥 一		
委 員	中 人 浩 一（代理：唐澤）		
委 員	平 田 和 弘	委 員	桑 島 裕 武
委 員	勝 田 正 文	委 員	野 田 勉

欠席（4名）

委 員	安 田 八十五	委 員	原 田 由美子
委 員	林 直 樹	委 員	中 臺 浩 正

◎開会

○会長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから第12期新宿区環境審議会第5回を開催いたします。

◎事務局説明

○会長 初めに、本日の委員の出欠状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○環境対策課長 それでは、本日の欠席のご連絡をいただいております委員として、林委員でございます。その他、代理でお越しいただいておりますのが、東京電力パワーグリッド株式会社の東京総支社長の中人委員の代理で、唐澤副総支社長様がお見えになっております。よろしくをお願いいたします。

その他、お見えになっていらっしゃる委員の方もいらっしゃいますが、規則による定足数は満たしているということをご報告申し上げます。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございます。

次に、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○環境対策課長 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第でございます。続きまして、資料1、令和元年度「新宿区第三次環境基本計画」進捗状況報告についてでございます。次に、資料2、令和元年度版新宿区環境白書に対する質問等、A4横になってございます。続きまして、資料3、平成30年度新宿区環境マネジメント活動結果についてでございます。最後になりますが、資料4、庁内における使い捨てプラスチック製品の使用削減取組方針。以上4点となっております。

資料については、以上でございますが、不足の資料等ございましたら、恐れ入りますが、挙手などお願いしたいと思います。よろしかったでしょうか。

それでは、次に進めます。

もう皆さん、既にお気づきかと思いますが、マイクが新しくなっております。使用方法について、ご説明を申し上げます。非常に使い勝手がよくなりましたので、それを前提にご説明いたします。

まず、見ていただきますと、発言の際にこのマイクは使用していただくということになる

んですが、お話しいただくときには、このマイクの下にボタンが1つだけあります。今まで幾つかあったんですけども、ボタンが1つになりました。このボタンを押していただきますと、ボタンの上のトークと書いてあるところが、黄緑色になります。なおかつ、マイクのほうも、ここの根本のところがピンク色というか赤というか、こんな形に色がつきますので、これでスタンバイオーケーと。これで話をさせていただいて、終わったらまたこのボタンを押していただくと、これでおしまいということで、非常にシンプルになってございます。

それでは、事務局からはひとまず以上でございます。

○会長 ただいまの件、よろしいですか。

◎令和元年度「新宿区第三次環境基本計画」の進捗状況報告について

○会長 それでは、次第に沿いまして、進めさせていただきます。

まず、次第の1、令和元年度「新宿区第三次環境基本計画」の進捗状況報告について、これについては、質疑等を含めまして、事務局からお願いしたいと思います。

では、よろしく申し上げます。

○環境対策課長 それでは、説明をさせていただきます。

まず、資料1の内容のご説明の前に、和暦西暦早見表というのを付けさせていただきます。文中に、平成あるいは令和、あるいは二千何十年度という西暦がちょっと混在しているものですから、折に触れてこちらを見ていただきながら確認をしていただければありがたいかなと思ひまして、今日の審議会用につくらせていただきました。

それでは、本文について、ご説明をいたします。

まず、資料1でございます。こちらは、令和元年度の「第三次環境基本計画」の進捗状況の報告についてのペーパーということでございます。

まず、概要をちょっと読ませさせていただきます。

平成30年2月に策定をした「第三次環境基本計画」では、計画の進行管理に当たっては、毎年度「新宿区環境白書」を作成、配布をして、区のホームページなどでも公開しています。この環境白書について、今回、事前に委員の皆様にご送付させていただいて、質問やご意見をいただいているという状況でございます。

今回は、この環境白書を活用して、この計画の進捗状況のご報告を区として申し上げるとともに、審議会の皆様から点検・評価をいただきたいと。こういう趣旨が今日の審議会になります。

ということになると、この環境白書だけでご議論ということにもなるわけなんですけれども、一つは、これは非常に分厚い冊子であるということと、それからこの冊子は毎年度つくっているという関係で、例えば今回で言うと、実績は30年度だけが載っています。ところが、点検・評価ということになりますと、過去3カ年ぐらいのトレンドはお示したほうが議論になるかなというようなところで、ダイジェスト版のような形で、3カ年の推移を追記してつくったのが、この資料1ということで、ご理解いただければありがたいかなと思います。

それでは、2ページをお願いしたいと思います。

本日は、環境基本計画の概要版に示されている指標、全部で10の指標がございます。これについての進捗状況をまずご報告をいたします。

まず初めに、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量というところですよ。よろしいでしょうか。ご覧のとおり、こちらの指標については順調に、これは区役所ではなく新宿区全体になりますけれども、順調にCO₂の削減はなされているという状況になります。

説明になりますが、2行目からいきます。部門別で見ますと、民生部門（業務・家庭）のCO₂の排出量が多いということから、区では、区民向けに緑のカーテンなどの啓発事業あるいは省エネ機器導入補助などの支援事業、あるいは事業者向け省エネルギー診断の実施、事業者向け講習会などを実施をして、温室効果ガスの削減に、現在努めているということで、順調に削減は進んでおりますけれども、今後も一層、区民及び事業者の協力は必要というふうに考えていますと。こういう総括です。

続きましてその下、「新宿の森」でのカーボン・オフセット事業によるCO₂吸収量ということで、こちらは、年々CO₂の吸収量は少なくなっていますので、目標達成に向けて課題が、そういう意味ではあるという事業になっております。

説明書きを読みます。

間伐などの森林整備を行うことでCO₂吸収を促す「カーボン・オフセット」によるCO₂の吸収量については、施業地が急傾斜地になると作業量が増え、整備できる面積も少なくなるなど、森林の状況に応じて毎年度ごとに増減があると。しかしながら、今後もさまざま検討して実施をしていくというふうに書いております。

具体的に申し上げますと、「新宿の森」は3つありますが、ここでは主として伊那の森林整備についてご紹介いたします。

伊那については、間伐がメインになっておりまして、間伐をすれば、その後末永く、本来

はCO₂の吸収はできるんですけども、制度上は、間伐をしてから5年間は吸収量として算定はできますけれども、6年目以降になると算定ができないという、今、制度になっています。

従いまして、伊那の中でも毎年毎年新しい施業地を、今開拓をしているという状況になっています。そうしますと、一番初めに開拓したところが、やはり吸収量も非常に有利なところから始めていますので、それがだんだん急傾斜地になったりして、施業地をどこにするかというようなところが難しい、そういう状況になっているというところはありますけれども、地元の方々と協力をして、よりよいところを毎年選定しながらやっている。こういう努力は今後も続けてまいります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

次は、公園面積の目標です。ご覧のとおり28年度と30年度は変わっておりません。目標としては、新たに2ヘクタールというふうになっておりますけれども、新しい公園ができる一方で、公園が廃止になったりということで、現状は3カ年で変わっておりませんが、今後も面積を確保するために取り組んでいくということでございます。

続きまして、神田川親水テラスの年間利用者数です。こちらは、30年度に大幅に減になってしまいました。理由は、説明書きでございますように、平成30年度は、7月14日から8月12日まで、30日間、一般開放を行ったんですけども、台風等の影響で、実際に開催できない日が非常に多かったということで、非常に減っておりますけれども、目標2,000人に向けて来年度以降も取り組んでいくという流れになってございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

指標の区民1人1日当たりの区収集ごみ量、これは区が収集しているごみ量ですね。産業廃棄物等とは対象になっておりません。ご覧のとおり、着実に1人当たりのごみ量というのは減少しております、目標である484グラム、これは2027年度目標ですけども、これに向けて、フードドライブあるいは食品ロス削減のシンポジウム、こういったものを開催しながら推進をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、資源全体に占める不燃ごみから回収した資源の割合ということで、これは、不燃ごみから資源が回収されるということは分別ができていないと、逆に言えばそういうことになりますので、パーセントは少ないほうがいいですね。ご覧のとおり、今は目標水準で推移をしているということになりますけれども、今後も普及・啓発あるいは選別の徹底などで、さらなるごみの減量と資源回収に取り組んでいきたいということで、この辺は順調に

推移をしてございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

駅周辺・生活道路での路上喫煙率ということでございます。こちら28、29、30年度と、ご覧いただきますと、同じ数字が入っておりまして、目標数値とも同一ということになりますので、目標は達成しているという状況でございます。

説明を見ますと、路上喫煙率を改善するための取組として、パトロールについては、安全・安心パトロールと連携しながらやっていたり、あるいは今年度からは、来街者が特にふえる週末のパトロール員については増員するなどして取り組んでいます。

それから、また、新宿駅西口前の喫煙所については、今年度内に位置を変えて整備できるように、今、取り組んでいます。今後も国や都にも要望も続けて、公衆喫煙所の設置が新たに可能になった場所については積極的に設置を進めるといったようなことで、路上喫煙率をさらに削減をしていきたいというふうに考えております。

次の指標、環境基準100%達成。ここもちょっと、今課題がある項目になっております。28、29、30年度と見ていただきますと、1行目にある、「大気中のオキシダント濃度」については、3カ年とも環境基準を達成できていないという状況になっています。

説明書きの3行目をご覧いただきたいと思います。「オキシダントについては、都内全域で環境基準が達成できていない」「原因物質の一つであるVOCについて、都と連携して排出削減の周知啓発を行っています」とございますように、実は東京の中で環境基準を満たしている、そういう地点は、現時点ではないという厳しい状況になっておりますけれども、今後も、東京都と連携するなどして、しっかり普及啓発は続けてまいりたいと思いますし、目標はあくまでも100%達成という旗はおろさずにやっていきたいというふうに考えてございます。

最後に、6ページをお願いしたいと思います。

指標、新宿エコ隊登録者数でございます。こちらはご覧のとおり、順調に推移をしておりますので、目標に向けてさらに取組を推進してまいります。

最後になります。環境問題・環境教育への理解・関心度についても、ご覧のとおり、目標水準は達成してございますけれども、今後も引き続き普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

資料1の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、資料2ですね。A4の横版になっております。こちらのほうをご覧いただき

たいと思います。

こちらは、環境白書を事前にご送付申し上げた際に、何かご意見等がございましたらばということをお願いをしたところ、4人の委員の皆様から18の意見をいただきました。

全部説明しますと時間がかかってしまいますので、それぞれの委員の皆さんの、主に1番目の質問について、口頭で回答させていただきます。

まず、1番目、桑島委員からの質問で、環境マネジメントの推進について、区の職員は異動も多いでしょうけれども、支障なく行われているんでしょうかというご質問です。長く書かせていただいておりますけれども、研修をやったりさまざまな取組をして、支障がなく行われるようにしっかり努力をしておりますといったような趣旨の回答を書かせていただいているところでございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、2ページをお願いしたいと思います。

番号でいきますと3番、崎田委員のご質問でございます。温室効果ガスの削減目標、令和12年度は24%削減というふうになっていきますと。現状は13.1%削減ということですが、今後の10%を超える削減は、さらに多くの方々の協力が必要ですよねと。あるいは水素・燃料電池などを防災拠点に取り入れていくといったようなことも検討したらいかがでしょうかと、こんなようなご質問でございました。

回答といたしましては、区でも今後、温室効果ガスを削減するためには、区民・事業者の一層の協力が不可欠というふうに、同じ認識に立っているという回答でございます。4行目、また、水素・燃料電池につきましては、太陽光発電と同様で、環境面のみならず、防災面からの効果も大きいというように認識をしています。個人住宅については、いわゆる家庭用燃料電池「エネファーム」の導入補助金も実施しておりますけれども、現在、太陽光発電と組み合わせた再生可能エネルギーの活用機器、新たな補助メニューを検討させていただいているところでございます。防災拠点については、現時点においては、災害対策本部となる本庁舎や、地域本部となる各特別出張所には、非常用発電機の設置、あるいは一時避難所となる区立小中学校には、ガソリンを燃料とした発電機を、現在では備えているという現況でございます。ただ、最後でございますように、北海道における地震のブラックアウトなどもありましたので、ご指摘の水素・燃料電池の活用について、今後も研究は進めてまいりたいというようなことで、回答させていただきました。

次に、3ページをちょっと飛ばしていただきまして、4ページをお願いいたします。4ページの番号9番、福井委員のご質問です。進捗状況の「現状」は、別に記述がないものは、

平成30年度の数値ですかということで、そのとおりでございますということです。

これだけですと、ちょっと少ないので、その下の10番もいきます。現状と目標値の比較だけでは進捗状況がわかりにくいのではないかと。例えば経年のグラフなどを併載したらどうでしょうかというご質問でございました。これについて、お答えとしては、次年度以降の白書作成の参考にさせていただきますというお答えでございます。

次に、5ページ、上の13番、14番をご覧ください。坂本委員のご質問でございます。環境白書、表紙にサブタイトル「持続可能な環境都市・新宿」を表記してはいかがでしょうかということでございます。これについても、次年度以降の参考にさせていただきたいというように考えております。

次、14番です。温暖化対策の取組ということで、緩和と適応の2つの取組について、白書では明確になかなか分かれていなくて、読み取ることができないと、こういうご指摘でございました。回答としては、計画ではこの2つの考え方そのものについては整理はしています。ただ、具体的な緩和策・適応策については、実はこの第三次環境基本計画の中間の見直しというのが令和4年度に予定されておまして、このときに気候変動適応計画も含めて、どんな形で見直しをしていこうかなということについては、この審議会でもたご意見も賜ればなというふうに考えているところでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

それでは、今、私のほうで説明をさせていただいた内容で、あるいはそれ以外でも、例えば、質問はしてなかったんだけど、今日この場で、ちょっとこれとは別に質問をしたいということがありましたら、それも含めましてお受けしたいと思えます。

それでは、どなたかがございましょうか。

○坂本委員 今、課長からの光化学オキシダント、光化学はつかないんですけども、オキシダントですね。これにつきまして、ちょっと私もよく詳しいことはわからないんですけども、環境基準でいくと、これは長期的な評価というのはいないんですか。今ここで挙げられている数字というのは、例えば0.12を超えているよと、最高値が。それで、たしか白書でいくと、30年度か29年度ですけども、年間を通して4日間ですか、発令されたと。そのときの値をもって、365日のうち4日間だけが、この0.12を超えたのか。

それから、今、年平均値が出されていますよね。これで何か長期的な評価はできないんですかということを、ちょっとお聞きしたかったんです。

○環境対策課長 ご質問、ありがとうございます。

環境白書でいきますと、109ページの下のほうに書いてあるんですけども、光化学スモッグのまず注意報の発令回数、ご指摘のとおり、平成30年度は4回ということで、ご指摘のように、長期的な観点でいけば非常に改善はされているということは、評価をできると思います。

ただし、ご指摘のように、環境基準は望ましい基準ということですので、非常に厳しい基準になっていると。そういった面で、達成できない、そういう日があったりしたら、それはそれでもう達成していないんだというぐらいの厳しさをやっているという中で、達成できていないという状況になっておりますけれども、確かに、何十年も前に比べれば、かなりよくなっていることは事実ということですが、さらに環境をよくしていく必要はあるということでございます。

あと、よろしいでしょうか。あとどなたか、よろしいでしょうか。

崎田委員は、よろしいでしょうか。

○崎田委員 では、1点。ありがとうございます。私も幾つか質問や意見を出させていただきましたが、先ほどしっかりとお答えいただきまして、ありがとうございます。

それで、お返事いただけなかった、その次のところなんですけど、実は、この表でいくと4番のところなんですけれども、温暖化対策CO₂削減のところのつながりの質問として、やはり2030年目標や、その最後の2050年の長期成長戦略などのことを考えると、やはり今、省エネを中心にした積み上げ型のしっかりとした取組だけではなくて、長期的にどう考えるかというのも大変重要なのではないかと思っ、例えばゼロ・エミッションビルとか住宅とか、その辺を根本的にふやしていくようなことが必要ではないかということで、質問させていただきました。

いろいろお答えいただいておりますが、きっと区の大きな計画にかかわってくるんだと思いますが、ぜひ長期的な視点で、そういう中で、戦略を進めていただければありがたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○環境対策課長 ご質問、ご意見、ありがとうございます。今、3ページの番号でいうと4番ですね。主に建築物等に対する、そういったご意見がありました。

回答にも書かせていただきましたけれども、特に下から5行目からちょっと読ませていただきますと、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる建築物の省エネ法になります。これが、今年の5月に改正されました。ご存じの方も多いと思いますが、オフィスビル等の省エネ基準への適合、これを建築確認の要件としたと。

つまり、望ましい建物を建てたところに補助金を交付したり表彰したりということではなく、もうこの基準に適合しなければ建築確認がおりないと。つまり建物が建たないという、いわゆる規制ですね。こちらのほうに国のほうが舵を切っていただいたと。2年後までに施行というふうになりますけれども、その延べ面積が2,000平米から300平米に大幅に拡充したというふうになっています。

したがいまして、区の立場で申し上げますと、「担当課」に書かせていただいたように、環境対策課の下に、建築指導課という課があります。ここが建築確認をやる部署になりますので、ここできっちりこの辺のチェックをするという体制を、まずはつくっていきたくと。こんなようなところで、取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

他に。どうぞ。

○坂本委員 私のほうの質問で、ちょっと提案的な話なんですけれども、15番の質問の中に真ん中ぐらいに、緑被率という話が、今、ちょっと書いてあるんですけれども、いろいろな環境白書なり計画を、東京都を含めて、国のやつまで全部見たんですけれども、東京都で、いわゆるヒートアイランドの関係からいくと、みどり率という言葉で、一応評価されているんですよ。評価というよりは、目標を持っておるんですよ。

今、区で考えているのは緑被率。これはどちらかというと、建築の確認面積とかで、平面的に、敷地面積に対して公開緑地を含めて、例えば20%だとかという数字が上げられているんですけれども、このヒートアイランドを考えた場合、今、東京都で考えているように、要するに開放面、これは緑地はもちろんです。公園・緑地、それからここに書かれている水面・河川、それから水路、それから農用地、こういうものを全部含めて、これはヒートアイランドに対する抑止効果があるんじゃないかということで、こういう指標を用いているんです。

緑被率は、どちらかというと、生物の種の多様性のほうの話と思うので、今後ヒートアイランドを考えると、ひとつ、このみどり率ということを採用していただければと。

それと、もう一つあわせて言いますと、今、区で、もちろん国全体が遮熱性舗装、一生懸命やっています。場合によっては、今の道路の、例えば区の道路が300キロありますね。この道路に全部遮熱舗装をした場合、これも場合によっては、ヒートアイランドの対策の中のひとつ、みどり率の中に加えてもいいんじゃないかと。ただ、そのときは、いろんな低減率がありますので、0.5にするとか、そういう考えを私は持っているんですけれども、ちょっ

とこの辺は意見を聞かせていただければありがたいと思います。

○環境対策課長 ありがとうございます。

環境白書でいうと、そうですね、33ページをちょっとご覧いただければと思います。まさにご指摘のように、基本目標としては、地球温暖化対策とヒートアイランド対策の推進という項目になっていて、今ご指摘の遮熱性舗装、それから緑被率、この辺については、ここに書いてあるという状況になっています。

緑被率、あるいは今ご指摘のみどり率というんですか、それについても、東京都あるいは区部等で統計もとっているという中で、この辺、みどりの部局もありますので、今後どんな形で展開をしていくかということは、ご指摘の国や都の動きも見ながら考えていかななくてはいけないのかなというふうに思っています。

それから遮熱性舗装については、まさしくヒートアイランド対策に直結するというので、ここに書かせていただいております、若干、マラソンのコースが変更になって、マラソンコースにある意味、焦点を絞ってやっていた部分もゼロではないわけなんですけれども、それに含めて、この辺は区の行政計画として、今後も目標値を掲げてやっていくという流れに、現時点でなっておりますので、ご理解をお願いできればと思います。

その他、何かご質問、ご意見、よろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

○福井委員 質問に書いたのでもあるんですけども、この環境基本計画の現状、目標というのが、やっぱりよく目に見えない表現が多くて、例えば、まず3-2の適正なごみ処理の推進の場合、目標が取組率向上ということになっているんですけども、基本が何で、どれぐらいを向上とみなすのかとか、割と主観的というか、科学的でないものも多いので、このあたりはもうちょっとはっきりとしていただいたほうがいいかなというのと、4-2の苦情処理の対応満足度という。満足度向上というのは、どういうふうにして算定するのか、そのあたりも超曖昧な気がして、これで区民の方は納得されるのかなという気がいたしましたので、このあたりの、やっぱり成果を見やすくというような目標にいただければよかったかなと思っております。

あと、この表現でも、いつの何%アップとかというのがよくわからないのが多いんですよ。例えば、1-3のさっきの緑被率ですか。1%アップというのも、何年度からの1%かと、これだけだとわからないので、表にしても何のことかなという気がします。そのあたりをちょっと明確にしてもらったほうが、見た区民の方もわかるかなと思います。

それと別なんですけれども、ごみのところで、基本目標3-1、ごみの減量とリサイクルの推進の指標の、今日いただいた表にはないんですが、エコ自慢ポイントの登録者数というのが、一応指標に入っているんですけれども、現状を考えると、レジ袋でポイントになるところが減ってきているんですよ、有料化に向けて。それがポイントに、もう今年度中ぐらいにはならないはずだから、このエコ自慢ポイントのポイントのつけ方みたいなものもご一考が必要かと思います。

以上です。

○環境対策課長 ご質問、ありがとうございました。

それでは、最後のご質問のエコ自慢ポイントについては、ごみ減量リサイクル課のほうから後でお答えをさせていただくとして、その他については、私のほうで一括してお答えいたします。

まず、ご質問が、資料2でいきますと、4ページ目の番号でいうと11番の中でもご指摘をいただいております、目標の中には曖昧な表現があり、評価が難しいものがあると。具体的に数値化できることがあるのではないのでしょうか。ここの趣旨かと思います。

これはご指摘のとおり、数字で出せば非常にわかりやすいということですので、可能な限りそういった形での目標を立てておりますが、一部なかなかそういうふうにはできていないところもあります。これについても、今後できるだけ具体的な数値目標が立てられないかどうか、これは検討していく必要があるかなというふうに考えてございます。

それから、公害の関係の苦情ですね。公害の苦情の満足度という理解でよろしいでしょうか。

○福井委員 はい。

○環境対策課長 白書の35ページの上のほうのくくりの、個別目標4-2の2つ目ですね。苦情処理の対応満足度という欄があります。これについてのご質問でございました。

実はこれ、例えば騒音が非常に迷惑であるというようなことで何とかしてもらいという、こういう苦情、苦情された方に対して対応した後に、具体的にその方に、我々の対応は満足していただきましたでしょうかと、お一人お一人聞いているような形もあるんですけれども、実は、そうではないんですね。

苦情ですから、満足いただきましたでしょうかというのと、そもそもが満足いただけていないわけですね。というのがあるので、大変にこれは、手前みそになるんですけれども、相談された方とやりとりをする中で、窓口に出た担当者が、どのくらい満足していただけたのか

なということで、ある意味主観的にというか、役所のほうで、担当者がそこは判断をしている数値ということなので、それには、ご指摘のとおり科学的な数字ではないということですが、こういう指標をつくることによって、職員のモチベーションの向上といった観点でも取り組んでいるということで、何とかこの満足度も向上させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**ごみ減量リサイクル課長** それでは、新宿エコ自慢ポイントのことについて、ごみ減量リサイクル課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

福井委員には、いろいろな会合等で、新宿におけますいろいろな環境問題、それからごみの減量問題にご活動いただき、改めてこの場をかりて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

まさに、今、委員のほうからご指摘があったように、このエコ自慢ポイントのかなり大きな部分を占めるレジ袋の辞退、これはいろいろな団体様、それからこの今申し上げているエコ自慢ポイントでも、活動を進めてまいりました。すなわちこれがというわけではないですが、こういった取組が全国的に進むことによって、今回のプラスチック戦略につながってきたんだというふうに、私ども理解しております。

ですので、今後もこういったもの自体について、当面は続けてまいりたいと。エコ自慢ポイントのポイントとしては続けてまいりたいと思うんですが、今、委員からご指摘があったように、袋をもらうこと自体がなくなっていくという状況を考えていくと、このポイントについては見直しなどを図っていく必要があるんだなど、改めて感じた次第でございます。

ご指摘、ありがとうございます。

○**環境対策課長** では、福井委員、よろしかったでしょうか。

○**福井委員** はい。

○**環境対策課長** では、その他の委員の皆様、何かございますでしょうか。

崎田委員、お願いします。

○**崎田委員** 今、エコ自慢ポイントのことなど、ごみ減量リサイクル課長のほうからお答えがあったので、ちょっと関連ではないですが、一言。

私、6番のところ、食品ロスとかレジ袋有料化とか、こういう大きな政策の変わり目がありますので、しっかり取り組んでくださいという割に、これ質問は、そういうふう書いてあります。

それで、新宿は本当に商業都市ですので、こういう大きな変化というのは、大変影響として大きく出てくる。逆に言えば、新宿がどういうふうに取り組むかで、大きな発信力にもなっていくというふうに思いますので、しっかり取り組んでいきたいなというふうに思っています。

それで、レジ袋削減に関しては、3R推進協議会なども、それがきっかけでできたようなところもありますけれども、やはり大きな百貨店とか、そういうのが全てあるところとか、そういう土地柄、どういうふうに変わっていくかというところを、やはりみんなでしっかりウオッチしながら、そしてどういうふうに変ったかというプラスのことをどんどん発信していくとか、そういうことが新宿に求められているのかなというふうに感じています。

あと、食品ロス削減に関してなんですが、このところ、食品ロス削減法が10月1日施行になって、大きく動きが強くなってきたなと思うんですが、そこですごく強く思うのは、全国の自治体がいろいろとコーディネーターとして、地域の小売や外食、そして消費者に呼びかける、いろんな取組の仕掛けがふえてきたなという感じがしています。

そういう意味で、実際に実施するときには、ごみ減量リサイクル課だけではなくて、例えば環境対策課とか、消費者行政のところ、あるいは商工課とか、災害対応のところとか、いろんなところと連携することで効果が出てくることもあると思いますので、中心の担当はごみ減量リサイクル課という表示でいいと思うんですが、実際の取組に関しては、部課、部署横断で取り組んでいただければありがたいなというふうに思います。

細かい話は、こちらのほうの審議会で提案をさせていただこうと思います。よろしく願いします。

○環境対策課長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

○ごみ減量リサイクル課長 ご指摘、大変ありがとうございます。3R推進協議会に所属されています事業者の方、デパートなどの方、協力が非常に大きいということは、私どもも実感している、体感しているところでございます。

ちょっと横道にそれるかもしれないんですけども、プラスチックのレジ袋が有料化すると、海外の事例ですと、一時的に他の代替物になってしまうということが見られます。具体的にいうと、紙袋に変わっていくということです。紙も資源でございますので、そういった代替物に取りかわるということも、やはり私どもは注視していかなければいけないのかなというふうに思っています。

そういうときに、今お話に出ていたデパートなどの非常に大きな商業者の方の動きというのは、非常に重要になってくるんだらうと思いますので、積極的な働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

また、食品ロスにつきましては、今、委員ご指摘のとおりでございます。これは喫緊の課題でございます。法律も整備されたところでございます。区としても、ごみ減量リサイクル課にとどまらず、いろいろな部署を通して、こういった食品ロスの削減にいろいろな場面で、もちろん区民の方はそうなんですけれども、飲食店の方、食品販売業の方、働きかけをしていく、そういった所存でございます。

以上でございます。

○環境対策課長 よろしいでしょうか。

じゃ、その他ご質問、ご意見等、よろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

○本田委員 本田と申します。まず、白書の38ページなのでございますが、そこに上のほうに、区有施設におけるCO₂削減にかかわる設置機器等の状況という、こういう表があるんですが、これは太陽光発電システム、これが保育園、幼稚園、これも1と。そういったようなので、小学校が5と。これはやはり区民、この表を見て何件中1だと。小学校の場合、何校中5だと、そういうような表示のほうがわかりやすいのかなと思っているんですが。

その点と、あと小中学校の校庭の天然芝化、これに対して、温暖化対策としてされていると思うんですけれども、現に新宿区内に、この小中学校の校庭が人工芝になっている学校があるんですけれども、それに対しまして、温暖化に対してのメリット、どういうメリットがあるのか、それをちょっとお伺いしたいんですけれども。

よろしく願いいたします。

○環境対策課長 ご質問、ありがとうございます。最初の質問が、小中学校の何校に対して何校ということですか。

先に、ご回答申し上げますと、小学校が29校ございまして、中学校が10校でございます。記載についてどのような形にしていくかということについては、今後ちょっと検討はしていきたいと思っております。

それから、校庭等の天然芝、人工芝ですね。この辺のCO₂削減ということで、ここについては、確かに天然芝であれば、その分のCO₂の削減に貢献はするだらうというふうには思いますが、一方で、その量とか、いろいろな手間とかを考えると、これは学校のほうでい

ろいろ考えてやっているような形であるというふうには認識をしています。

私の知り得る範囲では、四谷第六小学校のほうで天然芝でやっていらっしゃるというふうには聞いておりますけれども、この辺をどういうふうにするかということについては、一つの考え方としては、今後、新しい公共施設がまた立ち上がるといったときに、その時期を捉えて、太陽光発電システムをまた新たに導入するとか、そういったところには力を入れてやっていくべきなのかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○**本田委員** ありがとうございます。

人工芝に関しましては、これは温暖化に対してのメリットというのほどのようなにあるんですか。それで、大体、新宿中学校、花園小学校、落合中学校、四谷小学校と、これ等が人工芝、校庭が人工芝になっているんですよ。それで、これがどうして天然芝化しないのか。結局、管理にコストがかかるとか、そういったようなデメリット等はあると思いますけれども、これを人工芝化というのは、私、ちょっと理解できないんですけれども、どういう点で人工芝になっているのか。

○**環境対策課長** 学校の管理の詳細について、ちょっと存じ上げていない立場なので、大変恐縮なんですけれども、私どもが知り得た情報とすれば、校庭の整備をどういうふうにするかというのは、一番大事なのは、児童生徒の皆さんの安全対策ということで、アスファルトよりは、例えば人工芝のほうがまだ、ロングパイルにすれば安全性も非常に高まるというようなところの中で、各学校長を中心に、子どもたちの、その時点での子どもたちの安全対策とか、その辺を重視して選択をしているというふうには聞いておるところなんですけれども、ただ結果として、例えば天然芝などでは、それだけの環境に対する効果も、PR、普及などはできるのかなというふうに思っています。

ちょっと何だか取りとめもないお答えで、申しわけありません。

○**本田委員** 人工芝の素材というのは、ナイロンとかビニール製というふうには考えられているんですけれども、そういうようなことを考えれば、温暖化対策としてどうなのかなと。いかがなものなのかなと。そんなように感じるんですけれども。

○**環境対策課長** 重ね重ね、ありがとうございます。確かに温暖化対策に直接何か大きなよい影響があるかないかと言われると、これはないんだろうというふうには思っています。

○**本田委員** わかりました。ありがとうございます。

○**環境対策課長** 他どなたか、あとお一人。お願いします。

○勝田委員 すみません、質問を出していないんですけれども、白書のほうの44から45にかけて、この庁舎の中の温暖化実行計画というのがありまして、それが、目標値がかなり高いためなのか、特にエネルギー関係、それから水の関係のところは達成できていないというご報告が入っていたんですね。CO₂の排出量で見ると、やはりこれもふえているという形で、見本を示さなければならない区役所のほうがこのような形というのは、ちょっと悲しいなと思って見ていたんですけれども、これ、やはり目標値がかなり高過ぎるということがあるんだとしたら、それを少し見直したほうがよろしいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○環境対策課長 ご質問、ありがとうございます。まさに今ご指摘いただいた内容が、次の議題の環境マネジメントにも連動するんですが、1つ目標値についてご説明をいたします。

目標値については、この44ページの表の上あたりでございますように、前年度比1%以上削減というのが目標になっています。この目標の根拠は、実は法律までさかのぼるということで、省エネ法という法律の中で、毎年1%削減していきなさいという、非常にこれは厳しい目標が設定されているというところは事実ということでございますが、その中でどのように達成していくかというようなことについては、次の議題のところでもまたご説明申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。

○勝田委員 わかりました。

○野村副会長 すみません。質問というよりコメントといいますか、今年の白書は9月にまとめて発行という形になって、来年、オリンピックが終わったところにこれがまとめられると思うんですが、データを計測している時期と、それから、いわゆるイベントごとでどうしてもオリンピックというものが入ってきた場合に、環境の負荷になる、区民とかももとの従来の事業者が起こすというよりも、外部の流入者の方によるその負荷が、恐らく数字にはねてくるだろうなど。コメントとしますと、一応どうということが予測されて、来年の数字にはね返ってしまうのかと。

ただ、もちろんオリンピックのあること自身は区も理解しているので、さまざまな対策も打たれるので、結果としては、うまくそれが外部のインパクトの負荷よりも、もっと頑張ったことで、いい結果として数字が下がるかもしれないんですが、通常と違うことをするということになるので、来年の数字のトレンド評価しましょうかと、今日もいろんな方からの意見で、経年変化を見ていくときに、どうしても外部インパクトが大きい。もちろん区としての頑張りもありますということなので、単純にはなかなか比較しにくくなるということをや

測した上で、モニターしておくといいのかなと思っております。

○環境対策課長 貴重なご意見、ありがとうございます。特に新宿区は、新国立競技場を擁する自治体といったことになりますので、そういった動きについてももしっかり注視をしてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、他にどなかたか、はい、お願いします。

○会長 申しわけないです。今、天然芝と人工芝の話が出ていましたが、それに関係して、多少でもお話しできればと思ったんですけれども。このきっかけというのは、私、杉並の教育委員会の委員長をやっている、それでやはり、芝にこだわったわけではないんですけれども、野芝に、野芝というか、いわゆる天然の芝を子どもに触れさせたいということが趣旨だったんですね。

それで、一番、一生懸命やってくれたのが和泉小学校というところなんですけれども、もうかなり業者さんを含めて、それからPTAも含めて、もう何しろものすごい手間暇かかりますから、いろんな人たちの協力が必要になってくるんですね。それで、このときの校長さんも一生懸命だったし、いろんな指揮者というか、推奨してくれる例の人たちなんかも来てくれて、シンポジウムもやったり、こうしました。

やっぱり難しい点というのは、要するにそういう指導者でも学校の先生でも、自分がトラックの出身だからとか、それだめだとか、トラックのコースをとらなければだめだとか、そこに芝生が入っているのはいろんな障害になるということで、もう堂々とそのときに反対の話なんかもしていました。

でも、校長さんも一生懸命で、もうやめられましたけれども、そのとき子どもたちに誠心誠意、天然芝のグラウンドをつくってあげたりして、それで見にいけますと、やっぱりちょっとした丘でも、その間から出てくると、子どもたちは、その芝生の丘みたいところにみんな行っちゃうんですね。おもしろいです、その辺見ていると。

それで、あとはずっと見ていると、校長先生が、芝生にすることによって適度に水蒸気が保たれるようになるということですね。測った人はいないんですけれども。

それで、全校の風邪の欠席者だとか調べると、その辺が歴然としてきて少なくなってくるということ。そういった、余り表に出てこないんだけど、それが私も随分参考になりましたし、それから、子どもたちが一番喜んでくれたのが楽しかったなと思っています。

ただ、ご承知のように、業者でお金が必要というのと、それからPTAの協力でボランティアでいろいろ働いてもらわなきゃいけないとか、もう、やれと言ってもなかなかやれるも

のじゃないし、杉並でも1校ぐらいしか、今、やっていないじゃないですか。これから、それを伸ばしていくとしたら、少し研究が必要かなというふうに思います。

どうも失礼しました。

○環境対策課長 最後、会長に締めていただきましたけれども、これで、それでは次第の1番、令和元年度「新宿区第三次環境基本計画」の進捗状況の報告については終了させていただきます。

ありがとうございます。

◎平成30年度新宿区環境マネジメント結果報告について

○会長 それでは、次第の2、平成30年度新宿区環境マネジメント結果報告について、事務局からお願いいたします。

○環境対策課長 それでは、資料は3、そして資料4、この2つの資料をもとにご説明をいたします。

まず初めに、資料3のほうをお願いいたします。題が、平成30年度新宿区環境マネジメント活動結果についてという書類でございます。

それでは、かいつまんでご説明をいたします。

まず、環境マネジメントって何ですかというところの確認をさせていただきますと、新宿区の職員あるいは新宿区全体において、環境配慮活動を推進していこうということのためのツールあるいは仕組みであるというふうにご理解をいただければいいのかなというふうに思います。

運用状況、(2)、桑島委員のご質問にもございましたけれども、このマネジメントが円滑に推進していくためには、職員に対する研修が不可欠です。研修は、このように①から④までやらせていただいているという状況でございます。

次に(3)、環境監査でございます。これは、例えば各課、各施設が、それぞれ環境配慮行動をやって自己申告をしているんですけども、そういった状況について、区役所の他の職員が出向いて行って、本当にそういうふうに行っているかどうか、書類やヒアリングなどを通して確認・検証作業をしているのが、この環境監査でございます。

こちらも、毎年やらせていただいていると、こんな状況でございます。

1の運用状況については、以上でございます。

次に2の、平成30年度環境マネジメント活動報告書の概要についてということで、ここ

に書いてあるんですが、こちらを説明する前に、めくっていただいたグラフがございます。まずこちらの結論についてご説明をいたします。

直近3年間のエネルギー使用量等の推移ということで、冒頭申し上げましたように、環境マネジメントは職員一人一人の環境配慮行動、こういう仕組みをつくるといったようなことでございますが、そういったものが、数値としてどういうふうになったんですかというのは、非常に大きな要素でもあるということになっています。

なかんずく、この中で、上に電気使用量、そしてガス使用量、これちょっとご覧いただきたいと思います。見ていただきますと、毎年残念ながら増加傾向にございます。目標は、毎年1%削減というのが、省エネ法では規定されていると。しかるに、状況はこのような厳しい状況になっているということでございます。

その理由につきまして、1ページ前の表の、平成30年度エネルギー使用量等の合計と達成状況という表の下に、建物単位でのエネルギー使用量の前年度比較というところがございます。よろしいですかね。ここの電気のところについて、まず説明をいたします。

全部で、区で135、建物があると。本庁舎を初めとする76の建物については、実は前年度より使用量は削減されているということです。ここは各署の環境配慮活動、さまざまな省エネ努力が功を奏しているということでございます。また、増加した建物についても、そのうちの16の建物については、増加率は1%未満ということで、非常に努力はされていらっしゃる場所が多いということになります。

しかしながら、例えば新宿文化センター、非常に大きな建物になります。こういったところの一般利用者が多い建物で、使用量の上昇が見られていると。稼働率がアップしたり、お客様がいらっしゃる。これはすばらしいことなんですけれども、一方で、エネルギーの消費には、それは連動していくといったようなところが見られます。これが稼働率の向上によるものというふうに、我々が分析をしているところでございます。

もう一つございまして、また、平成29年9月に開設した漱石山房記念館について、平成30年度は年間を通しての使用量になったので、増加の一因となっているというふうでございます。これ、要するに、施設がふえれば、当然エネルギーの使用量はふえていくということで、この数年見ても、例えば図書館あるいは障害者の施設、それからこういう漱石山房記念館、こういった施設がふえてますので、どうしてもふえてしまう部分があるというのが、ここで書かれています。

それでは、区として、今年どんな取組をしたのかということについて、最後のページをご

覧いただきたいと思います。3の、今後の新宿区環境マネジメントの課題と対応というところ。ここの前半部分を読ませていただきます。

エネルギー使用量等の抑制ということで、施設利用者の増加あるいは猛暑対策の空調利用などで、削減が難しい状況はあるということなので、先ほどお示し申し上げたように、直近3年間の電気・ガス等の使用量については上昇傾向にありますと。

そこで、新たな取組として、特にエネルギー使用量の多い本庁舎、そして隣の第一分庁舎において、ノー残業デーと組み合わせた省エネ対策というのを、新たに今、お試して実施をしています。具体的には、毎週水曜日と金曜日、ここは残業しないで帰りましょうねという、そういう曜日になっています。ところがなかなか、全員が帰れる状況にはないという状況でございます。

そこで、この18時以降に、空調の消し忘れによる消費を防ぐために、全庁的に空調を一旦全部停止しましょうという取組を、8月から始めています。全停止後、必要に応じて各所に設置されているリモコンで、再作動は可能なんです。したがって、全停止した後に、お客様がいらっしゃった。そのお部屋の部分だけは、空調を復活させることができますと。

ただ、これによって、少なくとも消し忘れとかは減るでしょうし、あるいはノー残業デーの趣旨について再度徹底することもできるだろうということで、こんな取組を始めまして、4月からこれを制度化をしていく予定になっています。

こんなような形で、できるところから何とか削減をしていこうということで、今、努力をさせていただいております。新宿区のある監査委員からも、こういう取組はやっぱり続けていくべきだねというようなご意見もいただいているところでございます。

資料3に基づく説明は以上でございます。

続きまして、資料4、庁内における使い捨てプラスチック製品の削減取組方針をご覧くださいと思います。左上に絵柄で、Plastics Smartという国のロゴが入っている書類になります。

こちらについては、前回のこの審議会で、プラスチックの削減についての意見、ご要望が、全体の中で一番やっぱり多かったというような、私もそういう認識を持っています。そういった皆様方のご意見も踏まえて、このたび区役所の中での試行的なルールを定めましたので、ご報告申し上げたいと思います。

1番の目的の下から5行、これをまず読ませていただきます。

新宿区においても、庁内における使い捨てプラスチック製品の削減について、令和

元年度新宿区環境マネジメント区全体の環境目標の重点的な取組として位置づけをして、研修等において周知をしてきたところです。庁内における一層の使い捨てプラスチック削減を図るため、以下のとおりの取組方針を定めたというふうに書かせていただいています。

そして、具体的な取組方針が5つありまして、1点目、区が主催する会議、この環境審議会も区が主催する会議になります。原則として、ペットボトルによる飲料提供は行わないということになりました。環境審議会は、もともと今ペットボトルは使っていないんですけども、区で主催している会議は、実は大体90ぐらいございまして、90の中で飲料を提供しているところが、50会議ぐらいあります。約50ですね。この50の中の9割以上はペットボトルを提供しているというのが、この4月の状況でございました。今、原則、これは行わないということにしています。

次に2番ですが、職員が本庁舎地下売店で商品を購入する際には、マイバッグなどを活用して、レジ袋は辞退するというような職員の方針を定めました。

3番として、職員はマイボトルあるいはマイカップの利用を推進し、庁舎内でのペットボトルの使用抑制に努めるものとするということで、新宿区において、区長みずからマイボトルで、ペットボトルはもうやめて、マイボトルそしてマイカップで、今、やられております。

4番、区が主催するイベント等においても、使い捨てプラスチックの削減に努めるということです。

最後、5番ですが、地下売店あるいは食堂に対しても、こういった趣旨に協力するように要請をするということで、既に職員用の地下売店などで、かつてプラスチックのストローとかを提供しておりましたが、これも紙製などに既に転換をしております。

こんなことを、3番の取組方針の開始時期をご覧くださいますと、この9月1日から試行期間として、今、実施をしています。効果あるいは課題、これらを検証した上で、これも先ほどのノー残業デーの空調の一斉停止と同様に、4月から制度化をする予定になっています。

このような取組は、東京都は少し前に始めておりまして、ただ、23区の中では、かなり早目の取組かなというふうに考えています。

プラスチックについては、まず隗より始めよということで、職員自らが、こういうような取組を推進をして、今後、区民の皆様、事業者の皆様にも協力を呼びかけていくという流れをつくってまいりたいなというふうに考えております。

説明は、以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

では、何かご質問、ご意見、ございましたらお願いします。どうぞ。

○坂本委員 先ほどのマネジメントのほうの話なんですけれども、エネルギーについて、例えば消費量がふえている、これは先ほどのいろんな施設が影響しているということで、それは確かにそのとおりだと思うんですよ。

ただ、私は、別にエネルギーはそれは当然比例してふえていくんですけれども、それにかわる、例えば全て東京電力から買うんじゃなくして、グリーンエネルギー的な再生可能エネルギーに置きかえるということで、やはり地球温暖化の話を含めて、私は、別に使うことは、これ1人当たりのあれはしようがないと思うんですよ、消費量はね。それはやっぱり再生可能にするとか、グリーンエネルギーに置きかえるということで、少しは、もちろんコストは高くなるんですけれども、その辺が1つあるんじゃないかと。

それから2つ、その次、先ほど建物の話をいろいろされておきまして、区にはエネルギー管理士というのがおられるかどうか、ちょっと私、わかりませんけれども、やっぱり建物そのものの話になると、それはハードウェアについては、更新をすることによって、やはり省エネ効果が出てくるので、できればその辺の見直しを、やっぱりどこかの時期においてやるべきじゃないかと。

例えば、今この三次の基本計画の中のページの91に、部門ごとの排出削減に向けた取組というのがあって、この中で、区として削減が一番多く見ているのが、業務過程の話と、それから業務としての建築物の省エネ化、これが削減率が高いので、やはりこの辺はきちっとマネジメントの中で実現していただければ、それなりの成果が出るんじゃないかというふうに考えております。

それから、最後なんですけれども、プラスチックの話なんですけれども、環境省がプラスチックについて、スマート化の話をされておきまして、日本は世界で第2位の排出国なんです。ちょっと簡単に計算してみたら、35キログラムが1人当たり排出される量。ちょっと新宿区のやつを見たら、9キログラムですね。新宿区は結構、一般の国民に比べれば、他の自治体に比べれば少ないなというふうに。これは皆さんがいろいろと努力されている成果が出ているんじゃないかと思って、ちょっと今、計算の仕方はざっくりやったんですけれども。

そんなことで、とりあえずこのプラスチックのスマート化についても、これで進めていただければと思っております。

以上です。

○環境対策課長 ご質問、ありがとうございます。

まず、冒頭のご質問で、電力の供給のあり方ということで、新宿区もご案内のとおり入札をして、電力を購入、供給していますけれども、入札の条件として、エネルギー原単位の基準の縛りをかけ、そして再エネの発電量、これで縛りをかけ、クリアしたところと、今、電力供給の契約を結んでいるという状況になっています。価格だけではないということになっているので、これは契約部門とも連携しながら、こういう良い制度については、今後も継続をしていかなくちやならないというふうに思っています。

それから、建物の更新も、まさしくご指摘のとおりでございまして、この電気一つとっても、ご案内のとおりLEDにすれば、大体8割ぐらい削減になるということなので、私どもも、どこかの施設が何か修繕をすると、改築するという情報を聞きつけると、しっかりお願いしますよというようなことで、念を押して、施設整備計画に反映できるように取り組んでいるという状況ですので、これもしっかりとやってまいりたいというふうに思います。

プラスチックについても、ご指摘のとおり、ありがたいご指摘もございましたけれども、これからまたさらに推進をしていきたいと思えます。

以上です。

○坂本委員 ありがとうございます。

○会長 他に。崎田委員。

○崎田委員 ありがとうございます。

今のエネルギーに関しては、今、ご質問、ご意見が出たとおり、ぜひ、使用量削減はもちろんなんですけれども、あるいは再生可能エネルギーを活用する、あるいは直接いろいろな区の施設には太陽光パネルをつけるとか、やはり少しエネルギー源を徹底して考えていただくというのが大事なのではないかなと思いました。

それで、プラスチックのほうなんですけれども、先進的に取り組もうというのは大変すばらしいなと思うんですが、例えば今、取組方針の2番目で、地下売店でできるだけレジ袋を辞退してという、こういう細かいことが書いてあるのはすごくいいことだと思うんですが、ぜひ、例えば、地下売店に皆さんで持ち寄ったようなランチのときのシェアバッグをたくさん置いておいて、それをみんなで使って、またそこに次の日に戻すとか、何かそういう目に見える形で、そういうシェアバッグみたいなシステムをつくって、皆さんのやる気を掘り起こすとか、あるいは区でもこういうふうにやっているから、町の皆さんもよろしくという、何かそういう、少しわかりやすいような仕掛けもしていただくといいんじゃないかなという感じがしました。

なお、ちょっと話が広がってしまうんですが、先ほど副会長が、オリンピック・パラリンピックのときの影響なども来年度はあるのではないかというお話があって、それは白書のときの話だと思うんですが、私はちょっとその話を伺いながら、やはり来年あたりはきれいなまちづくりとか、交通機関対策とか、いろんなことを今やっておられると思うんですが、特に、レジ袋を断ったお買い物の町での定着とか、食品ロスをできるだけ低減したような商店の運営とか、あと省エネを徹底したさまざまな運営とか、やっぱりそういうことをしっかり町の中でもやっていくという大事な時期になっているのではないかなというふうに思いました。

それで、きっと既にやっておられると思うんですが、1つだけ、地域のホテルとか旅館とか、そういう宿泊施設に関する省エネとか、レジ袋削減であったり、食品ロスの問題とか、そういうことを事前にかなり具体的に指導していただくような、そういうことがすごく効果があるのではないかなという感じがしましたので、ぜひ、ちょっと話が広がって申しわけありませんが、そういうことも徹底していただければありがたいなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

○環境対策課長 ご質問、ありがとうございます。再生可能エネルギーなどのエネルギーの供給のあり方というか、水素も含めて、これはもう全庁的に研究をしながら、よりよい形にチェンジしていくという視点を持ち続けていくことが、まず大事だと思います。

それから、売店における、例えばマイバッグの推奨について、今、具体的なご提案もいただきましたので、それで感じたことなんですけれども、実際に職員にどの程度定着するかということが大事な要素になりますので、今のご意見も踏まえて、職員の皆さんにも、何かいいプランがありますかねということで、むしろこちらのほうから意見を聞いていくと。今、町のホテルとか旅館という話もありましたけれども、どんな形にすればいいのか、いろんな方のご意見とか、いろんな会議体でもご意見を聞きながら、その辺については進めていく必要があるかなというふうに、改めて今、感じました。ありがとうございます。

○ごみ減量リサイクル課長 後段のほうの、オリンピック・パラリンピックでの廃プラの削減、それから食ロスの削減、それから省エネについて、これを一つのオリンピックでの流れ、トレンドをつくっていかうというお話の中で、宿泊施設での指導ということがお話が上がっておりました。

ご存じのことかと思えますけれども、大規模建築物におきましては、廃棄物管理責任者というのを置くことが義務づけられておりますし、私どものほうでは、床面積3,000平方メー

トルを超えるような建物に対しては、廃棄物の指導・立ち入りを行っているところでございます。

そういった機会に、宿泊施設が対象となった際には、今、委員のほうからご指摘がありましたような課題についてもしっかりとお伝えをして、オリンピック中、お客様がふえるという状況の中でも、食品ロスを削減する、エネルギーの省力化を進める、そういった工夫をしていくように、指導または周知に努めてまいりたいと、このように考えております。

○**崎田委員** ありがとうございます。

○**会長** ありがとうございます。

どうぞ、本田委員。

○**本田委員** ありがとうございます。

新宿区は、このように環境マネジメントに取り組んでおられると。また区として、また職員の方々がこのように取り組んでおられるということは、私は評価します。

それで、ここに5番に、用紙という言葉があるんですけども、これは、結局ペーパーレス化を目指していくという、そういう考え方だと思いますが、現実問題、今現在、どのような取組をされているのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○**環境対策課長** ペーパーレス化の取組なんですけれども、古典的なもので言えば、必要な個数以上コピーしないとか、あるいは裏面を使用して書類をつくらうとか、その辺のところ、まずベースにあります。

その上で、まだ限られた会議ですけども、ペーパーレス会議、皆でパソコンを持ち寄って、それで会議を始めるという会議も、今、導入を始めて、試行的にやっているところでございます。

その上で、今、この資料3を見ていただくと、29年度がどーんとふえているわけですね。このペーパーというのは、実は我々職員が仕事で使っている用紙のみならず、区民の皆様への刊行物・冊子、これも全部入っています。突出しているのは、2年に1度、「くらしのガイド」という、区民の皆さん全員に、基本的にはお送りできるだけのものをつくる、そういう冊子があるんですけども、それをつくったのが29年度ということで、ここはもう断トツでふえています。したがって、令和元年度もまたふえるという状況になります。

参考までに、ご説明、申し上げました。

○**本田委員** ありがとうございます。基本的にはクラウド化していくという、そういうことだと思いますけれども、納品に関しましては、何か電子データでもらうとか、そのようなこと

はやられておりますか。

○環境対策課長 全庁的にはそのような納品のあり方の部分もありますけれども、やはり紙ベースも併用というんでしょうか、そういったところが多いというのが、現状、まだ実態なのかというように思います。

○本田委員 ありがとうございます。

○会長 他にございますか。

福井委員、どうぞ。

○福井委員 ちょっと細かな部分で、また廃棄物のことで伺うんですけれども、先ほど大ホテルとかの省エネ対策というのが、お話が出たんですけれども、もう数年前に、西新宿のホテルなんか、エコギャラリーのほうから見学に行ったりして、瓶で置いているシャンプーをプッシュ式にするとか、かなり大きなホテルの場合は進んでいるんですね、割と。手洗いもセンサー式だとか。

今、ちょっと新宿の特徴というか、また今のインバウンドの多い状態で考えられるのは、民泊、それに対して、何か区としては対策とか立てていらっしゃるんでしょうか。お願いします。

○会長 どうぞ。事務局、お願いします。

○ごみ減量リサイクル課長 ごみ減量リサイクル課長でございます。

民泊に廃棄物の減量という点での働きかけというのは、直接何かやっているということは、今のところはございません。適正に排出してくれという指導は、民泊の指導を担当しております衛生課と連携しながら、しっかりと取組を進めているところでございます。

今後は、民泊の成熟段階を見ながら、今、委員のほうからご指摘のあったような、「適正な」を超える、さらに良好で良質な民泊、そういった運営についても働きかけをしていかなければならないなと考えております。

以上でございます。

○会長 どうぞ。

○坂本委員 ごみのほうの課長にちょっとお聞きしますけれども、3,000平米というのは、大規模な施設なんですけれども、これは敷地面積なのか、延べ床面積なのか、それが1つと、例えばこれが敷地面積でいけば、10階を建てるということになれば3万平米になるんですよ。そうすると、1部屋が25平米ぐらいに考えた場合、1,200室。こんな大きいやつは、恐らくこの辺にないと思うので、ちょっとそこだけを教えていただければ。

それから、あと民泊も、今、福井委員が話したように、民泊というのは、私のほうの上落合三丁目だけでも、めちゃくちゃにふえているんですよ。というのは、一番問題は、アパートをつくるということで、まず周りに、同意を得る、得られないは別ですけども、一応話をされるんですよ。実際に終わってみたら、いきなり民泊になるわけですよ。その張り紙が出てくるわけですよ。今、申請中ということで。

一番問題なのは、例えば8戸以下だとか、10棟以下だとか、何かいろいろ下限の制限があって、実はその制限を逃れれば、管理人が必要ないんですよ。そうすると、先ほどの課長がおっしゃったように、適正管理なんて全くされないんですよ。言っておきますけれども。

だから、適正な排出と管理、全くされていないから、要するに管理人が常駐していないところがあり、何時間か何かごみ出しをする方々がいれば別ですけども、そういうことが適正になされていないから、もう完璧に、それは現実を見ていないんですよ、課長は。

だから、やっぱりそれは衛生課と一緒に、きちっと民泊についてのごみのほうのルールをつくっていかなくちゃいけないと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

じゃ、事務局。

○ごみ減量リサイクル課長 前段の3,000平方メートルについては、床面積ですので、敷地面積ではないので、床面積が3,000平方メートルを超える場合にはということでございます。制度としては、1,000平方メートルからが1つの制度の導入というか、制度によって廃棄物管理責任者というものを置かなければならないのは、床面積で1,000平米以上ということになっておりますが、私どもが立ち入りで指導するのが、3,000平方メートル以上を中心に行っているということでございます。

まず、前段のご説明は以上でございます。

後段のご説明でございます。

まず、先ほどありました排出ですか、そういったものにつきましては、いわゆるワンルーム条例で、管理人を置くべきもの、置くべきでないもの、そういったものが規定されているのかなというふうに思います。

民泊につきましては、そこに民泊の管理人が住んでいないケースと民泊の管理人が住んでいるケースとで、少し決まり事が違っています。ただ、いずれにせよ、今、委員からご指摘があったように、適正な排出がなされていないというような状況があるということであれば、

または、多分そういうものというのは実際にもあるのだと、私どもも想定をしているところ
でございます。

今、ご指摘があったように、民泊の設置の届出事務を行っている衛生課と、しっかり私ど
ものほうで指導をし、また必要に応じて、新宿区が持っている決まり事の徹底、こういった
ものについてはしっかりと取組を、これから進めていきたいというふうに考えているところ
でございます。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○坂本委員 床面積というのは、延べなんですか。ということは、3,000を例えば25で割った
場合は、120室。その規模のホテルという意味でしょう、極端に言えばね。結構、規模が大
きいですよね。もう少し規模を、規模というのは3,000じゃなくして、少し、やはりごみ出
しの関係があるので、規模を少し狭めたやつで立ち入りというのを、ちょっと考えたほうが
いいのではないかと思います。

以上です。

○会長 どうぞ、副会長。

○野村副会長 恐らく先ほど触れられた、オリンピック景気で民泊関係も含めてフードロス、
プラスチックのごみ、多分違うマナーの方々が入ってくるので、通常の規制対策で指導が及
ぶ範囲と、抜け道ではないんですけども、どうしてもそこに対応がし切れないところは、
崎田委員がおっしゃったような、いわゆる運動論という形で、やっぱり伝わっていくような
やり方も、一つの手じゃないでしょうか。そういう意味では、今、区役所の中でやられて
いる試行的な取組というのは、ある意味、そういう運動論型のことをやってみたらどうなる
でしょうかということの、職員の中での努力なんですけど、それを置きかえれば、ちょっと今、
いろんな民泊の話に話は転じていますけれども、運動を仕掛けていくということ自身のアイ
デアも前向きにご検討するほうが。

規制で何かできないかとなると、一つのルールを変えたりとか、そのデータをとらなけれ
ばいけなくなるとか、恐らくそんな時間は余りなくて、もしかしたら区民とともにできるよ
うなキャンペーン、「打ち水大作戦」があったりとか、「緑のカーテン」があったりとか、
区民はこんなことやってますよということ自身を、民泊の方々をやっている業者さんとかに、
何か区のほうから、区はこういう取組をやっていますので、ご理解いただけるように業者さ
んとしてご協力くださいという呼びかけをして、それも実際やってくださるかどうかわから
ないんですが、ただ区はちゃんと分別やっている、あるいは禁煙のマナーのこともやってい

る、プラスチックのほうの減量とかマイバッグとかやっているというあたりを、どう外国人の方とか民泊の方に伝わるかというのを、前向きに検討してはどうかなというのは、そういうメッセージなのかなというふうに私は聞いておりました。

簡単なことではないとは思いますが、ただ思ったより量が多いことなのかもしれないという、ミクロの中に。ちりも積もればたくさん、実際は出てくるんじゃないかというのがあるので、大々的な施策は難しいにしても、運動論的にやっていることのキャンペーンの幅を、どこまで広げてわかってもらうようにするかの中にも、民泊というのも一つなのかなと思いました。

以上です。

○会長 どうぞ。本田委員。

○本田委員 今回の副会長のほうからも、外国人というかそういう、来年、五輪があって、今後、環境五輪と銘打って駆り出されるという。その後が私は大事だと思うんです。

それは、新宿の人口が、外国人の人口がふえている。しかも、私の最寄りの駅は新大久保なんですけれども、先日NHKでも報道されました。それで、今、新大久保の人口は40%が外国人。そういうデータが出ているということは言っていました、NHKでも。

ですから、先々は、やはり新宿が外国人と一緒に共存して暮らしていく。そこに環境問題、環境教育を、この外国人も交えてやっていく。そういうような形になってくるのではないかなと思うんです。

ですから、新大久保なんていうのは、本当に外国人が路上喫煙やポイ捨て、これはもう平然と行われてます。現在。あと、それからごみ問題も、今問題になっております。あと、それから高田馬場の線路沿いの池袋のほうにちょっと行ったところの地域が、古いアパートと新しいアパートが混在されていて、そこがずっと行きどまりになっているんですよ。けれども、夜は日が暮れると一人歩きできないような雰囲気であります。それで、私道には、ビニールに包んだ使い捨てのごみが、山なりになっています。

本来だったら、アパートですから、集積のケースとか、そういったものを置くことが普通なんですけれども、その地域は、全然そういうものがない。それでもって、自転車も全部私道を塞ぐぐらいにもう駐輪している。

ですから、一種の何か、夜なんかは一人歩きできないほど、そこは多分、外国人の方々が住まれているんじゃないかと思います。

そういったようなことを鑑みまして、これから本当にどうやって共存して環境問題に取り

組んでいくか。そういう発信ですか、崎田先生もおっしゃっていましたが、運動論、副会長の運動論。私は、それ本当に懸念しているんですけども、崎田先生のご意見をお伺いしたいんですけども。

○崎田委員 今、本田委員のお話の中で、オリンピックの後が大事なんですよというお話をされて、それはとても大切なポイントの一つなんじゃないかなと思うんですね。

ぜひオリンピックというときに、旅行で来てくださっている方や住んでおられる方、いろんな方がとにかく外国の方、違う文化を持っている方が大勢いらっしゃるという時期に、オリンピックということのをうまいきっかけにしながら、多くの方に楽しいここでの暮らし方みたいなのをきちんとお伝えしていく。結果的には、その後の社会にそういうことがつながっていけば、みんながまた心地よく過ごしていけるんじゃないかと思うので、オリンピック・パラリンピックというのを一つのきっかけにしながら、うまくみんなとそういうふうにお話しするような機会とか場をたくさん持っていきながら、その後の中にちゃんとつくっていくという、時代につなげていくという、そこがすごく大事なんだなと思いながら伺っていました。

みんなで知恵を出し合いながら、やっていければなと思います。

○本田委員 ありがとうございます。

○会長 他にいらっしゃいますか。

◎その他

○会長 では、今日、どうも朝早くからご熱心にご討議いただきまして、ありがとうございます。

それでは、次第の3、その他ということで、事務局から事務連絡がありましたらお願いいたします。

○環境対策課長 ありがとうございます。事務局でございます。

それでは、連絡事項が2点ございます。

1点目は、賀詞交歓会についてでございます。先日、名簿のご確認いただきまして、大変にありがとうございます。ご案内の発送については、12月の中旬ごろを予定してございます。あらかじめご了承いただければと思います。

2点目は、次の審議会の開催日程でございます。次回は、第6回になりますけれども、現時点では、令和2年3月ごろの開催を予定しております。なお、審議すべき案件等に応じて、

日程の変更をさせていただく場合もございます。したがいまして、開催予定については改めてできるだけ早くお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうからは、以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

他に何かご質問、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

◎閉会

○会長 それでは、ありがとうございました。

本日の審議会は、これをもって終了させていただきます。

午前11時41分閉会